

第5期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画（案）についての御意見要旨及び県の考え方

|   | 該当箇所 | 御意見要旨   | 県の考え方  |
|---|------|---|--|
| 1 | p3   | ホームレスを支援する施設や職員等の社会資源について、活用状況や需要に対する現状についての分析を記載してほしい。   | 第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画の評価（R5.12.22公表済）において、名古屋市の自立支援センターの入退所者数、無料低額宿泊所の利用者数、住宅確保要配慮者に対する支援を行う居住支援法人数やセーフティネット住宅の登録数等の社会資源について記載しております。第5期計画はこれらの実績を踏まえて作成しております。   |
| 2 | なし   | ホームレス支援に関わる従事者養成や県によるサポートについて記載してほしい。   | ホームレス支援に関しては自立相談支援機関が中心となって行っております。愛知県では県内の自立相談支援機関の相談支援員への研修を実施しておりますので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br><br>P.17 （4）生活に関する指導及び指導<br><u>（生活困窮者自立支援制度従事者養成研修）</u><br><u>ホームレスを含む生活困窮者に対し相談支援を行っている県内の自立相談支援機関の職員に対する研修を実施し、専門知識や相談支援技術の向上を図ります。</u> |
| 3 | なし   | 2020年1月に発生した県職員による身元不明の男性を公園に置き去りにする不適切事案について、対応した当該職員への当時のサポート体制や再発防止に係る検討やマニュアル作成について問いたい。  | 本事案を受け、再発防止のため定期的な職員への研修やマニュアルの作成を行っております。引き続き、支援従事者への支援・指導を行って参ります。   |
| 4 | p1   | 「単身世帯の増加」を「単身高齢世帯」に修正してほしい。   | 単身高齢世帯が増加しており、ホームレスの高齢化も顕著となっておりますが、若年層のホームレスも一定数確認されております。世代を問わずホームレスへの支援が必要であることから、全体的な傾向として記載しております。  |
| 5 | p14  | 「就業による自立…根幹となるものです。」の記載について、「安定した居住の場所があることは、高齢、単身、障害等の複合的な課題を抱える不安の多いホームレス問題解決の根幹となるものです。そのためにも、相談支援機関、介護保険制度における地域支援事業等を総合的に活用することが必要となります。」に修正してほしい。 | 御意見のとおり、ホームレスは複合的な課題を抱えており、相談支援を行うにあたっては関連施策との連携が求められます。P17「（4）生活に関する相談及び指導」において、就労や住まいなど、個々の課題に合わせた支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら自立に向けたサポートを行う旨を記載しております。  |
| 6 | p14  | （民間賃貸住宅に関する情報提供）の記載に、「さらに住宅確保要配慮者居住支援協議会を充実し、関係者間の連携を図り、今まで以上の効果を発揮することが求められます。」を追記してほしい。   | 住宅確保要配慮者居住支援協議会の活用及び関係団体との連携については、同頁（理解の促進）の項目に記載しております。   |
| 7 | p14  | 住居確保給付金の記載について、「公共職業安定所に求職申し込みをし」を追記してほしい。  | 住居確保給付金の支給要件について、申請者の属性や現在の就労状況によっては公共職業安定所への求職申し込みを必須としない場合もあるため、広く「要件に該当する場合」としてあります。  |
| 8 | p22  | 日常生活支援住居施設の施設数・定員を追記してほしい。  | 追記します。   |

|    | 該当箇所 | 御意見要旨  | 県の考え方  |
|----|------|--|--|
| 9  | p 23 | <p>「ホームレスの自立を…大切です。」の記載を、<br/> 「地域社会の一員として社会生活を送ることができるよう、住まい、就労、福祉、医療などの面で必要な取り組みを行います。まず人権尊重の視点に立った施策等の推進・相談・援護機関における職員を含めすべての職員についても常に人権尊重の意識をもって取り組みを行い、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消していく。自立支援施設の運営、その他ホームレス等の自立支援の取り組みにあたり、福祉事務所職員や自立支援関係施設等の職員が、常に人権尊重を念頭に施策、事業の推進を責務として行なうことが求められます。今後ともホームレス等の自立と地域生活の維持・定着を図るため、行政をはじめ社会福祉協議会、アフターフォローの実施団体、ホームレス自立支援関係施設、NPO・ボランティア団体等の間で、定期的に情報・意見交換等を行い、連携促進を図ります。「普通のひと」とし接しできるよう人権意識の高揚を図っていきます。」と修正してほしい。</p> | <p>御意見のとおり、相談支援を行う従事者は常に人権意識を持ちながら業務にあたる必要であると認識しております。愛知県では、ホームレスの相談対応を行う生活困窮者自立相談支援機関の職員を対象とした研修を実施しており（今回 p 17に追記）、こうした研修を通じて、引き続き支援従事者の人権意識の高揚を図ってまいります。</p>   |
| 10 | p 24 | <p>「個々の事情と本人の意向を確認の上、自立支援策や関係機関への援護をつなぐことで、施設からの退去や物件の撤去指導を行い、施設の機能回復や保全を図ります。なお、必要な場合には、法令に基づく監督処分等の対応をとります。」を追記してほしい。</p>  | <p>該当部分は公共施設の管理者がホームレスを発見した場合、福祉部局等の関係機関へつなぐこと、人権への配慮を十分図りながら対応することを記載しており、同様の内容を網羅していると考えております。</p>   |
| 11 | p 24 | <p>「地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、」のあとに「ホームレスの人権に配慮しつつ、地域での理解と協力をもって、警察等の関係機関との連携を推進します。」を追記してほしい。</p>  | <p>警察によるパトロール活動においても、人権に配慮した対応が必要であることから、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、<u>警察が関係機関との連携の下、ホームレスの人権に配慮し、地域住民の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締等を実施します。パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進します。</u>」</p> |
| 12 | p 24 | <p>「また、地域住民等への不安、ホームレス同士による暴行事案については」のあとに「速やかに再発防止に努め、福祉事務所、関係団体等の密接な連携を図って行きます。」を追記してほしい。</p>   | <p>事案・事件の再発防止に向けては、市町村等の関係機関と連携しながら対応することが求められるため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導、取締り等の措置を講じるとともに<u>市町村等と連携を図り、再発防止に努めます。</u>」</p>  |
| 13 | なし   | <p>ホームレスに耕作放棄地を無料もしくは低額で貸し付け、農耕で生計をたてられるよう自立を促してほしい。そのための耕作放棄地を県で借り上げる必要がある。</p>   | <p>ホームレスの自立支援にあたっては、その人の適性や希望に応じた就労支援を行うことが大切であるとと考えております。御意見は今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>  |